

不同意性交等罪の法制化に関する意見書（案）

現行の強制性交等罪などにおいては、暴行又は脅迫、心神喪失又は抗拒不能の要件があり、同意のない性行為であっても、抵抗の程度等を理由として、無罪や不起訴となる事例が多発している。

性被害者やその支援者は、外形的には暴行や脅迫がなくとも恐怖や加害者との力関係から抵抗することができない実態と同意のない性行為の処罰を切実に訴えている。法務省の法制審議会の刑事法（性犯罪関係）部会（以下「審議会」という。）等では、被害者支援団体の関係者も委員に加わり、性犯罪の処罰規定の本質は、被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うことにあると確認されている。

しかし、本年10月に審議会において示された刑法の性犯罪規定の改正試案では、不同意性交等罪が規定されておらず、強制性交等罪の要件を、現行の暴行又は脅迫だけでなく、心身の障害、アルコール又は薬物の影響など8項目を例示し、拒絶困難な状態になった場合に成立するものに改めるとされた。処罰の対象は現行より広がるが、立証が困難であることや、加害者の弁解を許す余地が残り、いまだ不十分である。

欧米の多くの国では、同意のない性行為は処罰の対象となっている。女性に対する暴力と家庭内暴力の防止と撲滅に関する欧州評議会条約では、性暴力を同意に基づかない性的行為と規定し、処罰化を求めている。我が国においてもこの条約の考え方の下、刑法を改正すべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、性犯罪の処罰規定の本質は、被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うことにあるとの審議会での意見を踏まえ、不同意性交等罪の法制化を進めるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

} 宛て